

## 騒音に係わる特定施設一覧表

項番号	大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境保全条例	条例項番号
1イ	金 属 加 工 機	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上	すべて	1(1)
1ロ		製管機械	すべて		1(2)
1ハ		ベンディングマシン(ロール式)	原動機の定格出力3.75kw以上		1(3)
1ニ		液圧プレス	矯正プレスを除く		1(4)
1ホ		機械プレス	呼び加圧能力294kN以上	呼び加圧能力49kN以上	1(5)
1ヘ		せん断機	原動機の定格出力3.75kw以上		1(6)
1ト		鍛造機	すべて		1(7)
1チ		ワイヤーフォーミングマシン	すべて		1(8)
1リ		ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く		1(9)
1ヌ		タンブラー	すべて		1(10)
1ル		旋盤	(規制対象外)	すべて	1(11)
		ボール盤			1(12)
		平削り盤			1(13)
		型削り盤			1(14)
1ル		切断機	といしを用いるものに限る	高速切断機	1(15)
		研磨機	(規制対象外)	工具用研磨機を除く	1(16)
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力7.5kw以上	原動機の定格出力3.75kw以上	2	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力7.5kw以上		3	
4	織 機	織機	原動機を用いるものに限る		4(1)
		紡績機械	(規制対象外)	すべて	4(2)
		撚糸機			4(3)
		製紐機			4(4)
5イ	建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上	すべて	5(1)
5ロ		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上	すべて	5(2)
6	穀物用製粉機(ロール式)	原動機の定格出力7.5kw以上	原動機の定格出力3.75kw以上	6	
7イ	木 材 加 工 機 械	ドラムパーカー	すべて	すべて	7(1)
7ロ		チップパー	原動機の定格出力2.25kw以上		7(2)
7ハ		碎木機	すべて		7(3)
7ニ		帯のご盤	製材用：原動機の定格出力15kw以上		7(4)
7ホ		丸のご盤	木工用：原動機の定格出力2.25kw以上		
7ヘ		かな盤	原動機の定格出力2.25kw以上		7(6)
8	製紙機 械及び 紙加工 機械	抄紙機	すべて	すべて	8(1)
		トイレットペーパーリワインダー	(規制対象外)		8(2)
		コルゲートマシン			8(3)
		紙ひもより機			8(4)
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る		9	
10	合成樹脂用射出成形機	すべて		10	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る	すべて	11	
	クーリングタワー	(規制対象外)	原動機の定格出力0.75kw以上	12	
	集じん施設		すべて	13	
	冷凍機(圧縮機を用いるもの)		原動機の定格出力3.75kw以上	14	

定格出力が馬力数(P S、H P)で表示された施設は、1馬力=0.746kWに相当するものとして取り扱う。

定格出力が重量トン(t)で表示された施設は、1t=9.80665kNに相当するものとして取り扱う。空気圧縮機及び送風機は、単独での使用、各種機械の原動力、送風機用の使用を問わず、すべて規制対象となる。エアコンの室外機については、静岡県生活環境保全条例の冷凍機に該当する。

## 振動に係わる特定施設一覧表

項番号	大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境保全条例
1イ	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	
1ロ		機械プレス	すべて	
1ハ		せん断機	原動機の定格出力 1kw 以上	
1ニ		鍛造機	すべて	
1ホ		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kw 以上	
2	圧縮機		原動機の定格出力 7.5kw 以上	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kw 以上	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上	
	コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	
	コンクリート柱製造機械			
6イ	木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	
6ロ		チップパー	原動機の定格出力 2.2kw 以上	
7	印刷機械		原動機の定格出力 2.2kw 以上	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外）		原動機の定格出力 30kw 以上	
9	合成樹脂用射出成形機		すべて	
10	鋳造型機（ジョルト式）		すべて	

届出の種類	届出期間	摘要
特定施設設置届出	特定施設の設置の工事開始の 30 日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
特定施設使用届出	法・条例適用日から 30 日以内	新たに地域の指定が行われた場合で、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき（法の場合のみ）又は新たに特定施設が追加されたとき
特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出	特定施設の設置の工事開始日の 30 日前	設置又は使用届出をした者について、その特定施設の種別及び能力ごとの数を変更するとき（減らす場合は不要）
騒音防止の方法変更届出 振動防止の方法変更届出	変更に係わる工事開始日の 30 日前	設置又は使用届出をした者について、騒音防止の方法を変更するとき（騒音・振動の大きさが増加しない場合は不要）
振動に係る特定施設の使用の方法変更届出書	変更日の 30 日前	設置又は使用届出をした者について、その特定施設の使用の方法を変更するとき（使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は不要）
氏名（名称、住所、所在地）変更届出	変更の日から 30 日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
承継届出	承継があった日から 30 日以内	特定施設に係わる届出者の地位を継承したとき
特定施設使用廃止届出	廃止した日から 30 日以内	特定工場等の特定施設の全ての使用を廃止したとき

特定施設の種別及び能力ごとの数の変更について

騒音規制法及び騒音に係わる条例においては、特定施設の種別に係る直近の届出数の 2 倍以内の数に増加する場合については変更の届出を要しないとされているが、振動規制法及び振動に係わる条例では既に届出されている特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合に限られている。

既に特定施設の設置届出がされており、新たに別の種類の特定施設を設置する場合は、設置届出ではなく数の変更届出が必要となる。

振動（騒音）関係の届出は、2部（1部は返却）提出。